

改めて司法修習生に対する給費制の完全復活を要求し、 貸与制への移行に反対する決議

昨年、廃止予定とされていた司法修習生に対する給費制が1年間継続されることとなり、国会の付帯決議に基づいて給費制の存否も含めた法曹養成制度全体のあり方を検討する法曹養成フォーラムが本年4月に設置された。しかし、2011年8月31日の第4回法曹養成フォーラムでは、法曹養成制度全体の見直しの議論の前に、司法修習生に対する給費制を打ち切り、生活費を貸与制とすることを前提として今後の法曹養成を議論するというとりまとめがなされた。

そもそも法曹養成フォーラムでは、司法制度改革審議会のメンバーがそのまま委員に選ばれ、司法改革が実行された結果生じている現在の実情を無視し司法制度改革審議会の意見を全く変えないことを前提に議論が進んでいる。しかも、経験10年以内の弁護士に対しアンケートを行い平均所得が1000万円程度であることを元に弁護士になれば貸与制にしても返せるとして、給費制か貸与制かを決めるに当たっては法曹養成について本質的な議論が必要だとの意見を無視し、法科大学院生や修了生、就職難にあえぐ新人弁護士ら「当事者」の意見も聞かずに拙速に上記とりまとめを強行したのである。このような密室での非民主的な議論での強硬なとりまとめ自体が、きわめて遺憾である。

また、上記とりまとめは、司法修習および給費制の意義を全く看過している。現在の司法修習は、戦前、法の支配が十分に及ばず権力の暴走を止められなかったことの反省にたち、国家が司法権を担う裁判官、検事のみならず弁護士にも統一的な養成を施し、三者が司法制度を支える共通の基本を訓練することにより、司法権に基本的人権を擁護する力を与えるという、司法制度の根幹をなす制度である。そして、修習の実を十分にあげるために司法修習生は原則としてアルバイトを禁じられ修習に専念することが義務づけられており、その間の生活を保障するために給費制が採用されてきた。こうした司法修習を経た法律実務家は、公務員となる裁判官や検察官のみならず弁護士も「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法第1条1項）とされ、権利の守り手として公共的・公益的職務をになっている。こうした司法修習および給費制の意義を無視して法曹になることは自分の利益のためであるなどと偏狭な位置づけをすることは法曹の公共性・公益性を弱めようとするものである。また、生活が大変ならばアルバイトをすればよいとして司法修習自体をやめる、あるいは統一修習をやめて任官希望者にだけ司法修習をおこなうとしたのでは戦後の法曹養成制度そのものを否定することになりかねない。

しかも、貸与制を導入してしまえば、生活に余裕のない人が法曹を敬遠するようになり、優秀で多様な人材を法曹にという司法改革の理念が全く没却されてしまうことも必至である。実際、貸与制の施行を目前にして、法科大学院の志望者は年々減少し、中でも社会人経験者の入学数は極端に減少している。加えて大学入学時の法学部離れが起きている状態であり、優秀な人材は法曹界から遠ざかりつつある。

法科大学院にお金がかかる一方で合格率はさほど高くないという状況がこの事態を招いている最大要因と言えるが、これに加えて法曹養成制度全体の見直しの前に給費制を廃止して貸与制にしてしまえば、今の傾向に拍車がかかることは明白である。

さらに、日本と同様に司法修習をおこなっているドイツと韓国はいずれも給費制を採用しており、これらの国々と比較しても給費制を廃止することは許されない。

自由法曹団は、権利の守り手としての法曹の公共的・公益的性格を守り抜くため、司法修習生に対する給費制の維持を要求して全力をあげて奮闘する決意である。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会